

募集要項

1 概要

青森県つがる市富蒔町屏風山1番地に所在する防衛省航空自衛隊車力分屯基地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、自動販売機の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 令和5年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 本公募に係る募集要項及び仕様書等の説明会に参加し、それぞれの諸条件を遵守できる者であること

3 設置施設の所在地及び名称

青森県つがる市富蒔町屏風山1番地 防衛省航空自衛隊車力分屯基地

4 募集要領及び仕様書等説明会

- (1) 日時：令和5年9月15日(金) 14時00分(基準)
- (2) 場所：車力分屯基地1号庁舎1階多目的室(予定)
- (3) 携行品：募集要項

※参加を希望する者は、令和5年9月13日(水) 17時00分(厳守)までに業者名、出席者氏名をFAX又はメールにて送信すること。

FAX 0173-56-2531(内線276)

メール 21fu031@inet.asdf.mod.go.jp

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置機種及び台数

飲料自動販売機	缶・ペットボトル式(一部食品可)	12台
食品自動販売機	(ア) 食品	1台
	(イ) アイス	1台

※アルコールの販売は禁止とする。

(3) 設置業者数

飲料、食品自動販売機 5者以内

(4) 国有財産使用許可期間

ア 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)

(ただし、必要に応じ5年を超えない期間で更新することができる。)

イ 自動販売機の設置、撤去に要する期間は、使用許可期間に含む。

(5) 使用料等

ア 国有財産使用料

別紙様式第1「申請書」に記載された提示額に消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を加算した額とする。ただし、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日付け蔵管1号)により算定した額以上でなければならない。

令和6年度国有財産使用料 (消費税を含む) 12,276円/㎡(屋内)

(消費税を含む) 15,705円/㎡(屋外)

※ 上記は、令和6年度の単価であり、毎年度見直しを実施する。

イ 電気料金等
別途徴収する。

(6) その他

別添仕様書のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

ア 提出書類

次に示す書類について、各1部ずつ提出するものとする。

(ア) 申請書(別紙様式第1)

(イ) 企画提案書(ホッチキス止めの簡単な装丁のこと。)

次の事項について、必ず記載(又は資料を添付)するものとする。

- a 主な販売予定商品・販売価格表(別紙様式第2-1及び別紙様式第2-2)
- b 商品の供給体制
- c 電子マネーの対応の有無、有の場合は種類
- d ゴミ(空容器等)の処分方法
- e 衛生管理方法
- f メンテナンス及びアフターサービス体制
- g 営業所の営業時間及び営業所から本業務地までの所要時間
- h つがる市内及び営業管轄区内での自動販売機設置台数(令和5年4月1日現在)
- i 過去3年間の法令遵守状況
- j 自動販売機の機種、特徴
- k その他(アピール事項等)

(ウ) 設置を希望する自動販売機の詳細(別紙様式第3)

(エ) 自動販売機設置希望表(別紙様式第4)

(オ) 業務確約書(別紙様式第5)

(カ) 応募資格確認用関係書類

- a 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本)
- b 営業経歴書、財務諸表(直近のもの)
- c 令和4年分の法人税又は所得税に関する納税証明書
- d 会社概要(任意様式、パンフレット可)
- e 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

(注) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、上記a、b、cに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

青森県つがる市富蒔町屏風山1番地 防衛省航空自衛隊車力分屯基地厚生班
(電話) 0173-56-2531 (内線) 234

ウ 提出期限

令和5年9月22日(金) 17時00分

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出されたとき

イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさないとき

- ウ 提出書類等に虚偽の記載があったとき
- エ 提出書類の審査により応募資格を満たさないと判断されるとき
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき
- カ その他、違反と認められるとき

(3) 提出書類の変更の禁止

提出書類の変更（修正、差替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものを候補者とする場合がある。
- (2) 設置箇所等の決定については、次のとおり。
設置経営業者は、書類審査に基づくドント方式により優先順位を決定し、優先順位の高い業者から希望に基づき各設置場所を決定する。ただし、優先順位がつかなかった場合は、別途、指定する日時に抽選を行い優先順位を決定する。

8 決定

- (1) 決定時期
令和5年10月中旬
ただし、前記に定める抽選を行う場合は、別途連絡する。
- (2) 通知方法
採否にかかわらず、書面の郵送により決定を通知する。
- (3) 公募のやり直し
応募者が3者未満の場合は公募のやり直しを行う。

9 業者決定後の提出書類

自動販売機の設置及び経営の業者として決定された者は、次のとおり必要書類を提出するものとする。細部は業者決定後、別示する。

- (1) 提出書類
 - ア 国有財産使用許可申請書×4
 - イ 設置自動販売機の機種状況表
 - ウ 設置グループ希望順位表（様式は業者決定通知時に示す。）
- (2) 提出先
申請書等の提出先に同じ。
- (3) 提出期限
令和5年11月上旬